

# ぐんまの水環境

第 22 号

令和5年2月 発行

群馬県知事指定・浄化槽法定検査実施機関

発行 公益財団法人 群馬県環境検査事業団

電話 027-280-5222

住所 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 1120-1 FAX 027-280-3331



## SDGs と 優良認定浄化槽



最近ニュースなどで耳にする機会が増えた「SDGs」を御存じですか？ こんなバッジをスーツの襟に付けている方もよく見掛けますが…

SDGsとは…国際社会全体が取り組むべき「持続可能な開発目標」のことで、日本でも企業や地方自治体、学校などで SDGsの達成に向けた積極的な取り組みが始まっています。SDGsは「エスディー・ジーズ」と読み、英語の Sustainable Development Goals の略称です。日本語訳は「持続可能な開発目標」とされています。

2015 年の国連サミットにおいて、17 のゴール(目標)とそれらをさらに具体化した数値目標を含む 169 のターゲットが採択され、2030 年までに達成することをめざしています。

今、地球環境は多くの課題を抱えています。エネルギー問題では CO2 排出量の増加による温暖化、異常気象や自然災害の増加、森林の砂漠化と水不足などが深刻化してきています。一方、人が生活する社会においては、国際紛争の影響もあり貧困や差別などの問題が未解決です。加えて、新型コロナウイルスの世界的流行やロシアの軍事進攻などが、これらに拍車をかけています。

国際社会全体が、こうした危機意識を共有し、政府や省庁、企業のレベルにとどまらず、私たち個人も含めたすべての主体が SDGsに掲げた目標に向かって、それぞれの立場から取り組んでいくことが求められています。

SDGsの17のゴール(目標)は、右図のようなアイコンで象徴されています。横一段目は、最も初歩的な、基本的人権や生活水準に関連する目標、横二段目は、経済的・社会的な豊かさに関する目標、三段目の最初の3つは、気候変動対策や自然環境保全に関する目標、最後の2つは、ゴール達成に欠かせない、「平和」と「パートナーシップ」についての目標を表しています。



### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



## 浄化槽も SDGsへの第一歩

裏面へ

## 正しく維持管理された浄化槽(合併処理)は・・・

### ■ 人にやさしい、環境にやさしい

浄化槽は、下水道が整備されていないエリアでも、水洗トイレを使用することを可能にしています。特に高齢者の割合が多い山間部等の地域において、快適な水洗トイレを利用するためには、浄化槽は不可欠な装置です。

そして、浄化槽は、より少ないエネルギーを用いて※1、生活で使った水(トイレ排水と台所や洗濯等の雑排水)をきれいにして、水路や河川に戻しています。より身近な水辺に、きれいに処理した水を返すということは、陸の豊かさ、海に豊かさを守るために、とても重要なことなのです。(※1…浄化槽には、槽内へ空気を供給する送風機(ブLOWER)の設置が必要ですが、その消費電力は環境配慮型と言われる浄化槽の場合、40W 前後(5人槽)です。)



### ■ 住み続けられる街づくり

過去の地震等の自然災害においては、浄化槽は下水道に比べると被害が限定的で、また復旧に要する期間や費用が少なく済むことが報告されています。さらに、防災拠点・避難所等に指定されている建物には、災害時のトイレ確保のため、下水道処理区域であっても浄化槽(合併処理)を整備する動きもあります。

また、浄化槽は、設置工事から日常の保守点検、清掃等の維持管理まで、地域で働く多くの人々の手によって支えられていることから、安定した雇用の確保にも繋がっています。



### ■ 循環型社会の実現

浄化槽は、一度使った水をきれいにして、環境に戻すことができる、まさに循環型の装置です。また、水道水の確保が難しい場所では、浄化槽からの処理水を循環させて、トイレの洗浄水に用いる事も可能です。

浄化槽は、人や環境にやさしく、住み続けられる街づくりや循環型社会の実現にも貢献しています。



### ■ 浄化槽を正しく使うこと ■

浄化槽の維持管理には、①保守点検 ②清掃 ③法定検査の3つが必要です。これらを確実に実施し、良好な水質が保たれている浄化槽に対しては、優良認定シールが交付されます。

↓

私たち個人ができる SDGs

### ご確認ください

維持管理に必要な保守点検契約は、県知事登録(前橋市・高崎市は市長登録)を受けた業者に委託してください。

また「保守点検・清掃・法定検査」の3つが揃った「一括契約」をお願いします。

・・・浄化槽についてのお問い合わせ先・・・

- 浄化槽全般に関すること
  - ・群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係 (電話 027-226-2853)
  - または、お住まいの地区を管轄する県の環境事務所など
  - ・前橋市役所 環境部ごみ収集課 (電話 027-253-1009) (補助金については水道局下水道整備課 898-3074)
  - ・高崎市役所 一般廃棄物対策課 (電話 027-321-1253) (補助金についても同じ)
- 合併処理浄化槽へ設置替えする際の補助制度に関すること 設置する地域の市役所又は町村役場
- 保守点検・清掃に関すること
  - 一般社団法人 群馬県浄化槽協会 (電話 027-251-0325)
  - 一般社団法人 群馬県環境保全協会 (電話 027-212-2333)
- 法定検査に関すること
  - 公益財団法人 群馬県環境検査事業団 (電話 027-280-5222)